大阪府立自然公園制度の概要

大阪府立北摂自然公園

大阪府立阪南・岬自然公園



大阪府　環境農林水産部　みどり推進室　森づくり課

大阪府立自然公園とは

都道府県立自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法第72条の規定により都道府県知事が指定するものをいいます。

大阪府では平成13年に大阪府立自然公園条例が施行され、同年に能勢町、豊能町、茨木市、高槻市及び島本町にまたがる10地区を「大阪府立北摂自然公園」として、また平成23年に阪南市、岬町にまたがる４地区を「大阪府立阪南・岬自然公園」としてそれぞれ指定しています。

許可を要する行為

　自然公園の区域は、①特別地域、②普通地域の２つに区分され、それぞれの区分に応じて行為を制限しています。  
　下表の行為を行う場合は、府立自然公園条例に基づく手続きが必要になります。  
　特別地域の場合は知事の許可が、普通地域の場合は知事への届出が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域地区 | 行　為　の　種　類 |
| ①特別地域 | 工作物（建築物、道路、鉄塔、各種構造物）の新築、改築又は増築 |
| 木竹の伐採 |
| 鉱物の掘採、土石の採取 |
| 河川、湖沼等の水位又は水量の増減 |
| 広告物その他これに類するものの設置、掲出等 |
| 水面の埋め立て又は干拓 |
| 土地形状の変更 |
| 指定植物の採取又は損傷 |
| 指定動物の捕獲又は殺傷、卵の採取又は損傷 |
| 屋根、壁面等の色彩の変更 |
| その他風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為 |
| ②普通地域 | 規則で定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築 |
| 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量の増減 |
| 広告物その他これに類するものの設置、掲出等 |
| 水面の埋め立て又は干拓 |
| 鉱物の掘採、土石の採取 |
| 土地形状の変更 |

許可の基準

大阪府では、原則として特別地域内における自然地の改変（風致の維持に著しい支障を及ぼす行為）は認めていません。

各行為共通の基準（条例施行規則第15条第26項）  
　その申請に係る地域の自然的及び社会経済的条件から判断して、当該行為による風致の維持への支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。  
　その申請に係る場所又はその周辺の風致の維持に著しい支障を及ぼす特別の理由があると認められるものでないこと。

特別地域内において次に掲げる行為（省略）をしようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（大阪府立自然公園条例第６条第３項）  
　各行為別の基準は、条例施行規則第15条各項を参照してください。

行政処分、罰則

(１) 行政処分（条例第８条第１項）  
　許可条件の違反、無許可での行為などがあった場合は、知事は当該公園の保護のために必要があると認めるときは、その保護のために必要な限度において、行為の中止や原状回復を命ずることができるとされています。  
(２) 罰則（条例第２９条）  
　中止命令や原状回復の命令に違反した者及び条例第６条第３項（特別地域内の行為許可）の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金が課されます。

許可申請に必要な書類、図面等

(1)　許可申請書  
(2)　委任状  
(3)　事業計画概要書（工程表を含む。）  
(4) 土地調書  
(5)　地籍図  
(6)　土地登記簿謄本（申請地）  
(7)　同意書（申請地内土地所有者等、権原が設定されている場合はその者の同意）  
(8)　位置図（国土地理院発行S=1/25,000程度）   
(9)　区域図（行為地及びその周辺を明らかにした図、S=1/5,000程度）  
(10) 現況平面図（S=1/1,000程度）  
(11) 造成計画平面図（S=1/1,000程度）  
(12) 造成計画断面図（縦横断面図、S=1/1,000程度）  
(13) 立面図（建築物、工作物の場合は要着色、S=1/1,000程度）  
(14) 意匠配色図（立面図に配色したものでも可、S=1/1,000程度）  
(15) 構造図（詳細図、S=1/1,000程度）  
(16) 給排水計画図（S=1/1,000程度）  
(17) 土地利用計画図（S=1/1,000程度）  
(18) 植栽計画図（着色、樹種寸法表記入）  
(19) 事業区域、緑地区域の求積図（平面図への記入可）  
(20) カラー写真（行為地及びその付近の状況を明らかにする。）  
(21) その他必要とする書類、図面等

許可から完了までの手続きフロー

完了確認

完了届提出

着手届の提出

許可書発行

申請書提出

事前協議

事業者から

府農と緑の総合事務所

大阪府から

事業者へ

市町へ

4部提出

(注)

事業者と

府農と緑の総合事務所

事業者立会

府農と緑の

総合事務所と

事業者から

府農と緑の総合事務所

* + 申請書の提出は、事前協議において府農と緑の総合事務所が申請内容の確認を行った後としてください。
  + 高槻市域の場合、申請書は市へ提出せず、直接北部農と緑の総合事務所へ提出することになります。
  + 申請から許可までの標準処理期間は1か月です。
  + 書類の追加や補正を求めることがありますが、この補正期間は標準処理期間には含みません。

　　　(注) 二つの市町村にまたがる場合は5部提出。

規制の区域や内容、手続きのお問い合わせについて

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所 及び 連絡先 | 担当区域 |
| 大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課  茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内）  電話：(072)627-1121㈹ | 豊中市･池田市･吹田市･高槻市･茨木市･箕面市･摂津市･島本町･豊能町･能勢町 |
| 大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課  八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内）  電話：(072)９94-1515㈹ | 大阪市･守口市･枚方市･八尾市･寝屋川市･大東市･柏原市･門真市･東大阪市･四條畷市･交野市 |
| 大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課  富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内）  電話：(0721)25-1131㈹ | 富田林市･河内長野市･松原市･羽曳野市･藤井寺市･大阪狭山市･太子町･河南町･千早赤阪村 |
| 大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課  岸和田市野田町３-１３-２（泉南府民センタービル内）  電話：(072)439-3601㈹ | 堺市･岸和田市･泉大津市･貝塚市･泉佐野市･和泉市･高石市･泉南市･阪南市･熊取町･岬町･忠岡町･田尻町 |
| 大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ  大阪市住之江区南港北１-１４-１６（咲洲庁舎２２階）  電話：(06)6941-0351㈹ | |
| ホームページアドレス　　http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/furitushizenkouen.html | |

※ 下線のある市町は、大阪府立自然公園区域を有する市町を表しています。

R５.７